

## 陳 情 文 書 表

|   |  |
|---|--|
| 令 5 陳 情 第 1 1 号   | 令 和 5 年 8 月 2 1 日 受 理  |
| 件 名   | 従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書提出の陳情   |
| 陳 情 者   | 平塚市新町 5 - 2 5<br>湘央建設組合<br>組合長 太田 健市<br>平塚市豊田本郷 1 7 3 4<br>神奈川土建一般労働組合 平塚支部<br>執行委員長 久保田 隆 |
| 陳 情 の 要 旨   |  |
| <p>2023年6月2日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」が強行採決され、可決・成立しました。マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだいわゆる「マイナ保険証」普及のため、2024年秋から従来型（紙）健康保険証を原則廃止するとしています。</p> <p>しかし、法案成立後も、資格確認ができない、他人の医療情報が紐づいている等のトラブル事例が連日報道されています。その中には、マイナ保険証に別人の個人番号が誤登録されているケースが数多くあったことが明らかになっており、マイナ保険証に対する国民の不安が広がっています。</p> <p>厚生労働省は、マイナンバーカードを取得しない人に対して、保険証の代わりとなる資格確認書を発行する方針を明らかにしています。これまで市町村や後期高齢者医療広域連合、各健康保険組合などの保険者が、被保険者全員に健康保険証を発行、送付していました。資格確認書は、被保険者が申請しないと交付されなくなり、マイナ保険証を取得しない人は資格確認書の取得、更新の手続を強いられることとなります。また、保険料を支払っている人でも申請を失念した場合、医療機関の窓口で資格喪失や無保険扱いとなることが懸念されます。</p> <p>そうした中、2023年6月20日付けで厚生労働省に対し、神奈川県・市町村、国保組合、後期高齢者医療広域連合の連盟による「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望書」が提出されました。要望書では、「『資</p> |  |

格確認書』の交付については、医療保険者が申請勧奨によらずとも、交付対象者を抽出し、交付できる仕組みとする」として、申請がなくても資格確認書を交付対象者全員に交付できることを要望しています。また、同年6月21日には、座間市議会が国に提出する「従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書」を可決しました。

マイナ保険証への国民の不安・不信は高まっており、「健康保険証は廃止しないで」という県民、市民の声は切実です。マイナンバーカードの任意取得の原則に照らしても、従来型（紙）健康保険証の原則廃止は妥当ではないと考えます。

以上の点から、次の事項について、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

#### 陳情事項

国に対し、従来型（紙）健康保険証の存続を求めること。